

市町決定都市計画の県協議等に関する指針【滋賀県】

平成 29 年 4 月

第 1 趣旨

この指針は、市町が決定または変更する都市計画について、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 19 条第 3 項（法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により県知事に対して行う協議（町が決定する都市計画については協議の上、同意）の透明化、実質化、円滑化等を図るため、標準的な協議の実施方法等を定めるものである。

第 2 定義

この指針における用語は、法および建築基準法の規定によるほか、次に定めるとおりとする。

（1）協議市町

都市計画を決定または変更（以下「決定等」という。）するため、法に基づき県との協議を行う市町をいう。

（2）関係市町

次に掲げる市町をいう。

- ①協議市町と隣接する県内の市町（琵琶湖のみで接する場合を除く。）
- ②協議市町が含まれる都市計画区域内の市町
- ③その他、決定等される都市計画によって、都市計画またはまちづくりの観点から影響を受けるおそれが高いと県が認める市町

（3）大規模集客施設

劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場または店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場または観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるものをいう。

（4）広域調整

協議市町が都市計画を決定等しようとする場合に、県が、関係市町に対して法第 19 条第 5 項の規定により資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることにより実施する調整をいう。

第3 手続きの流れ

(1) 事前調整

協議市町は、都市計画を決定等しようとする場合、その後の手続きを円滑に進めるため、次に定める事前協議に先立ち、あらかじめ都市計画の内容やスケジュール等について、書面をもって県との調整を行うよう努めるものとする。

なお、都市計画の変更内容が、法第21条第2項に規定する軽易な変更該当し、都市計画施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条の2に該当すると見受けられる場合においても、軽易な変更該当するかの確認ならびにその後の手続きを円滑に進めるため、都市計画の内容やスケジュール等について、書面をもって県との調整を行うよう努めるものとする。

(2) 事前協議

協議市町は、法第17条の規定による公告をするまでに、下記の図書を添付して県に対し事前協議を行うものとする。

県は、事前協議の申し出があった日から1か月以内に、協議の結果を書面で回答する。ただし、広域調整の必要がある場合は2か月以内（県都市計画審議会に付議するときはこの限りでない。）とする。

なお、前述の期間は、事前調整を実施した場合、1か月を3週間と、2か月を1か月半と読み替える。また、県が協議市町に対し都市計画の決定等に関する質疑をした場合、協議市町が回答に要した日数は当該期間に含めない。

[添付図書]

計画書、理由書、総括図、計画図、その他必要な図書（都市計画決定等の手引き（案）による。）

(3) 本協議

協議市町は、県が回答した事前協議の結果（回答にあたり付した意見を含む。）を市町都市計画審議会に付議した後、その結果および下記の図書を添付して、県に本協議を行うものとする。

なお、事前協議時に提出された図書で変更がない場合は、変更がない旨の証明書の添付をもって、下記の図書のうち、計画書、理由書、総括図、計画図およびその他必要な図書に代えることができる。

県は、本協議の申し出のあった日から1か月以内に、協議の結果を書面で回答する。

[添付図書]

計画書、理由書、総括図、計画図、市町都市計画審議会議事概要、その他必要な図書（都市計画決定等の手引き（案）による。）

第4 広域調整の実施

(1) 協議市町が、次に掲げる都市計画を決定等しようとする場合に、県は広域調整を実施する。ただし、事前協議時に全ての関係市町から当該都市計画の決定等に支障ない旨を示す文書が添付されている場合は、この限りでない。

- ①近隣商業地域、商業地域または準工業地域となる用途地域（地形条件等から新たに大規模集客施設の建築が可能となる場合に限る。）
- ②大規模集客施設の建築を可能とする特別用途地区および地区計画（地形条件等から新たに大規模集客施設の建築が可能となる場合に限る。）
- ③その他県が都市計画またはまちづくりの観点から周辺市町に与える影響が大きいと認めるもの（この場合の関係市町は、第2（2）③に限る。）

(2) 県は、協議市町から事前協議の申請があった場合、速やかに関係市町に意見照会を行う。

(3) 関係市町は、県から意見照会があった日から1か月（市町都市計画審議会に付議する場合は2か月）以内に回答するものとする。ただし、この回答に意見を付す場合は、その旨を1週間以内に県に申し出るものとする。

(4) 県は、関係市町の回答を踏まえ、協議市町に対して2か月以内に回答する。ただし、県が回答するにあたり県都市計画審議会の意見を聞く場合はこの限りでない。

第5 関係市町の意見

広域調整を実施するために県から意見を求められた市町は、都市計画またはまちづくりの観点から次に掲げる事項を明らかにした上で、意見を申し出ることができるものとする。

- (1) 協議市町が決定等しようとする都市計画が、意見を申し出る関係市町に与える具体的な影響
- (2) 関係市町が協議市町に対して求める具体的な対応

第6 判断基準

県は、協議市町との事前協議や本協議に際して、次に掲げる事項を総合的に判断して回答する。

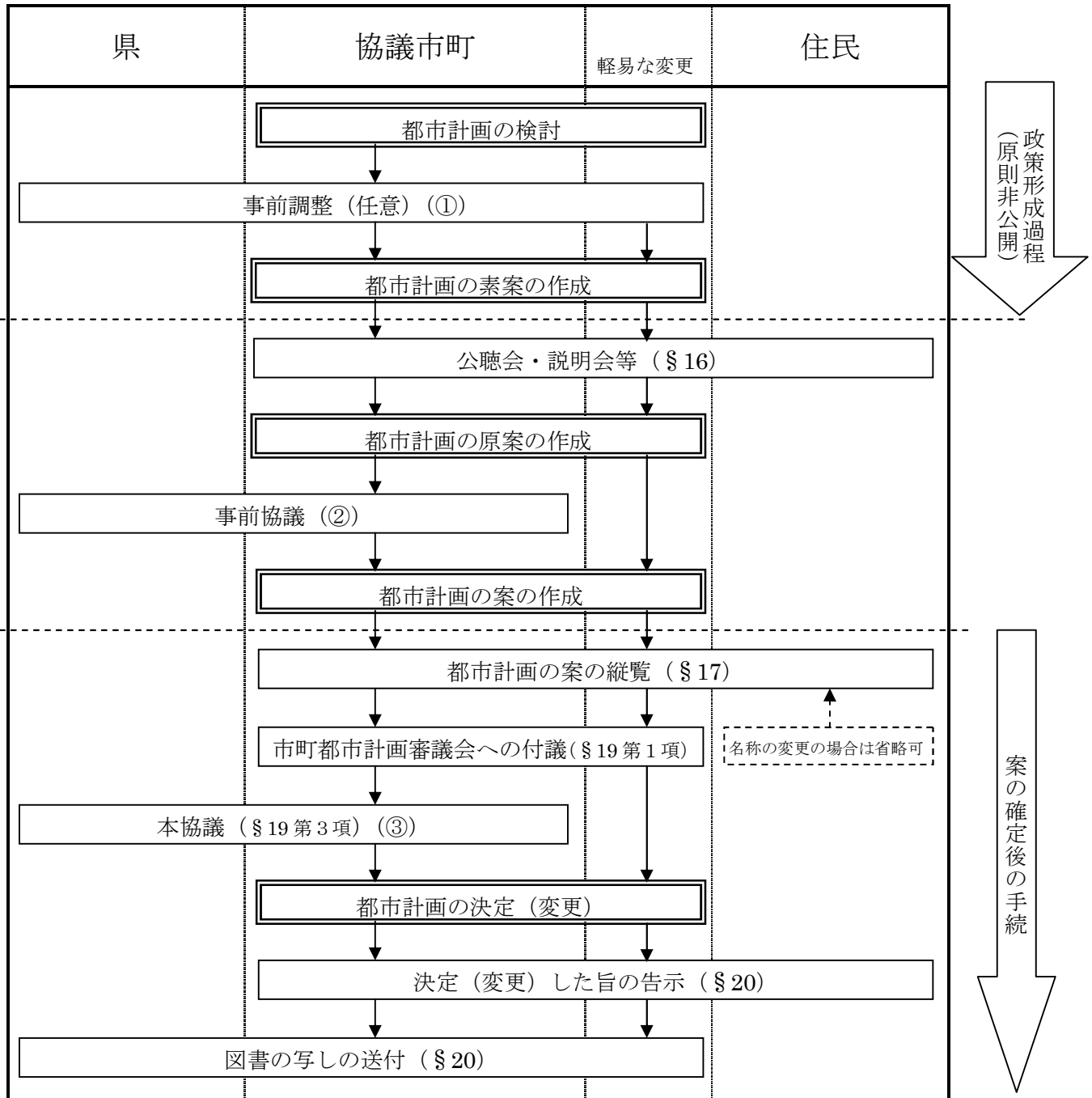
- (1) 一の市町の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点
- (2) 県が定め、または定めようとする都市計画との適合を図る観点
- (3) 県都市計画審議会の意見
- (4) 関係市町の意見
- (5) その他、知事が必要と認めた都市計画の観点

第7 適用

この指針は、平成25年4月から適用する。

この指針は、平成29年4月から適用する。

◎市町の都市計画決定（変更）の基本的な流れ



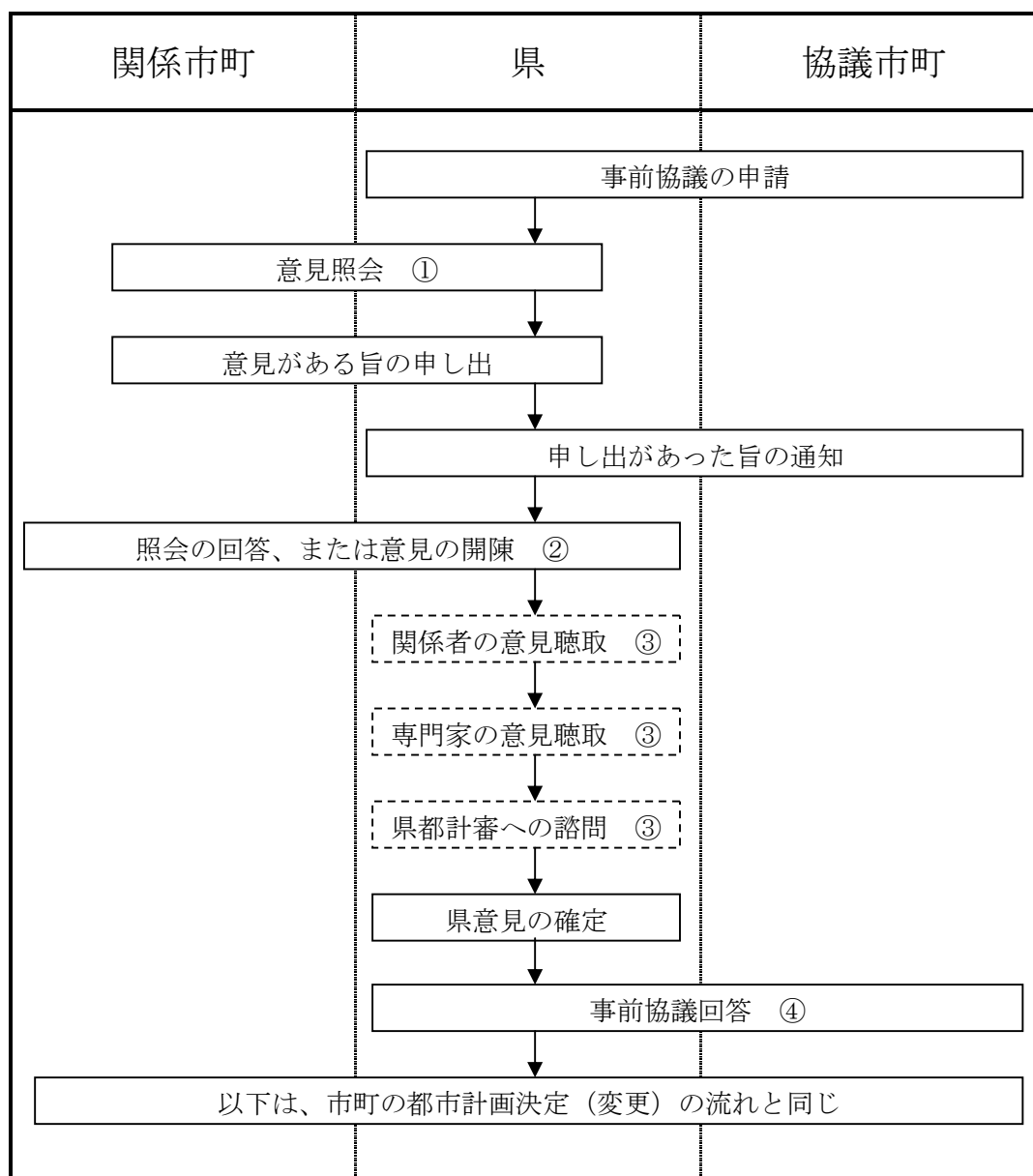
① 軽易な変更の場合であっても、事前調整に努めるものとする。

② 広域調整は、この段階で行う（フローは別添のとおり）。

標準処理期間：事前協議の申請があった日から、1か月。ただし、「広域調整」に必要な日数や、県の質問等に対し回答に要した日数はこの期間に含まない。

③ 標準処理期間：協議の申請があった日から、1か月。ただし、事前協議で県が意見を付した場合はこの限りでない。

◎広域調整の基本的な流れ



- ① 意見がある旨の申し出は、意見照会があった日から1週間以内に行うものとする。
- ② 意見の提出は、意見照会があった日から1か月以内に行うものとする。なお、意見は、都市計画またはまちづくりの観点からに限り、(1)対象都市計画が関係市町に与える具体的な影響、(2)関係市町が当該市町に対して求める対応を明らかにすること。
- ③ 必要に応じて行う。
- ④ 広域調整を行う場合の事前協議の標準的な処理期間は、2か月とする。ただし、③を実施する場合については、この限りではない。